

国立大学法人京都大学内部監査規程新旧対照表

改正前	改正後
<p>(前略)</p> <p>(監査の目的) 第2条 監査は、本学の業務運営及び会計処理の適法性等について、公正かつ客観的に調査及び検証し、その監査結果に基づき助言、提言を行うことにより、本学の健全な運営に資することを目的とする。</p> <p>(監査の実施) 第3条 (略) 2 監査は、原則として、実地監査により行う。ただし、状況によっては、監査を受ける部局等（各研究科等（各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。以下この項において「組織規程」という。）第3章第7節及び第8節並びに第9節から第12節までに定める施設等をいう。）をいい、組織規程第56条第1項の部局事務部等を含む。）、事務本部及び各共通事務部をいう。以下「監査の対象部局」という。）から書類等を取り寄せ、書面審査により行うことができる。</p> <p>(監査の種類) 第4条 監査の種類は、次のとおりとする。 (1) 業務監査 本学の業務運営が法令及び本学の諸規程等に<u>従い、適正に執行されているか否かについての監査</u> (2) 会計監査 本学の会計処理が<u>正当な証拠書類等により事実に基づいて処理され、帳票等が法令及び諸規程等に<u>従い適正に記録されているか否かについての監査</u></u></p> <p>(中略) 第2章 監査の計画 (監査年次計画書) 第6条 担当理事等は、監査に当たっては、監査の基</p>	<p>(定義) 第1条の2 この規程において、「<u>適法性の観点</u>」とは、<u>本学の業務運営が法令及び本学の諸規程等に<u>従い、適正に執行されているか、又は本学の会計処理及び予算の執行が正当な証拠書類により事実に基づいて処理され、帳簿等が法令及び諸規程に<u>従い適正に記録されているか、という観点をいう。</u></u></u></p> <p>2 この規程において、「<u>経済性の観点</u>」とは、<u>本学の業務運営及び予算の執行がより少ない費用で実施できないか、という観点をいう。</u></p> <p>3 この規程において、「<u>効率性の観点</u>」とは、<u>本学の業務運営の実施及び予算の執行に際し、同じ費用でより大きな成果が得られないか、という観点をいう。</u></p> <p>4 この規程において、「<u>有効性の観点</u>」とは、<u>本学の業務運営の遂行及び業務運営における予算の執行が、本学の方針、計画及び制度に沿って効果を上げているか、及び所期の目的を達しているか、という観点をいう。</u></p> <p>(監査の目的) 第2条 監査は、本学の業務運営並びに会計処理及び予算の執行について、<u>適法性、経済性、効率性及び有効性の観点から、公正かつ客観的に調査及び検証し、その監査結果に基づき助言、提言を行うことにより、本学の健全な運営に資することを目的とする。</u></p> <p>(監査の実施) 第3条 (同左) 2 監査は、原則として、実地監査により行う。ただし、状況によっては、監査を受ける部局等（各研究科等（各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。以下この項において「組織規程」という。）第3章第7節及び第8節並びに第9節から第12節までに定める施設等及び組織規程第8節の2に定める犬山キャンパス運営協議会をいう。）をいい、組織規程第56条第1項の部局事務部等を含む。）、事務本部及び各共通事務部をいう。以下「監査の対象部局」という。）から書類等を取り寄せ、書面審査により行うことができる。</p> <p>(監査の種類) 第4条 監査の種類は、次のとおりとする。 (1) 業務監査 本学の業務運営について<u>適法性、経済性、効率性及び有効性の観点から実施する監査</u> (2) 会計監査 本学の会計処理及び予算の執行について<u>適法性、経済性、効率性及び有効性の観点から実施する監査</u></p> <p>第2章 監査の計画 (監査年次計画書) 第6条 担当理事等は、監査に当たっては、監査の基</p>

本方針、監査項目、監査概要その他必要事項を記載した監査年次計画書を年度毎に作成し、あらかじめ総長の承認を得なければならない。ただし、当該年度において、総長が承認した後に必要となった臨時監査については、この限りではない。

(後 略)

本方針、監査項目、監査概要その他必要事項を記載した監査年次計画書を年度ごとに作成し、あらかじめ総長の承認を得なければならない。ただし、当該年度において、総長が承認した後に必要となった臨時監査については、この限りではない。

附 則

この規程は、令和4年5月17日から施行する。